



長野県報

12月5日(月)
平成23年
(2011年)
第2325号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報統計課情報システム推進室）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	5
一般競争入札（医療推進課）	5
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	6
一般競争入札（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	6
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	7
土地改良事業計画の変更の認可（5件）（農地整備課）	7
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育総務課）	7

告 示

長野県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
せき薬局 宿岩店	南佐久郡佐久穂町高野町720-10	平成23年10月1日
おおぎ整形外科	飯田市東和町2丁目30番地	平成23年10月1日
ふじもりデンタルオフィス	茅野市宮川1140-1	平成23年11月1日
堅石よねだ歯科医院	塩尻市広丘堅石3113	平成23年11月1日
あづみ野和厚堂薬局	安曇野市明科中川手4015-1	平成23年11月1日

地域福祉課

長野県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
さくら薬局 松本本庄店	松本市本庄2-6-12	さくら薬局 松本本庄店	みどり薬局 松本店	平成23年10月1日
竜東土屋薬局	伊那市境1069	竜東土屋薬局	ヒラサワ薬局	平成23年10月1日

地域福祉課

長野県告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴脩薬局	上田市上丸子979	平成23年10月13日

地域福祉課

長野県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
鈴木 綾子	北佐久郡軽井沢町長倉2835-2	平成23年11月1日

地域福祉課

長野県告示第809号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字日出塩5940の9から5940の12まで、5941の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第810号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字奈良井字大渡1329の11、1329の13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第811号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2238の2、2461、2471の1、2474、2480、2482の1・2501の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

葛島2461・2471の1・2474・2480・2482の1・2501の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第812号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村片桐7143の1、7150の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第813号

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく基準点測量）

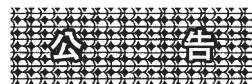
2 作業期間

平成23年11月22日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

一般事務用パソコンコンピュータ385台及び周辺機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成23年11月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日本電子計算機株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

1台1月当たりの賃借額 1,323円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成23年10月13日

情報統計課情報システム推進室

長野県飯田建設事務所告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年12月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月5日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃木沢1187番の1地先から 飯田市南信濃和田1598番の9地先まで	旧	m 3.6~29.0	km 3.4228
同上	新	m 3.6~29.0	km 3.4228
飯田市南信濃木沢1187番の1地先から 飯田市南信濃和田75番地先まで	新	m 9.2~33.6	km 1.7660

道路管理課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人優愛会

3 代表者の氏名

久保田 耕司

4 主たる事務所の所在地

松本市蟻ヶ崎3丁目4番 E-103号県営住宅

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者はじめ全ての方々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービス、地域のネットワークづくりなど、心身共に豊かで健康になるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課